

# 海外経済要録

## 国際機関

### ◇ IMF総務会暫定委員会、クォータ、金問題、協定改正等に関するコミュニケを発表

IMF総務会暫定委員会は1月7、8日の両日、ジャマイカのキングストンで会合し、1月8日次のコミュニケを発表した。

(1) 国際通貨基金(IMF)の総務会暫定委員会は1976年1月7、8日の両日、ジャマイカのキングストンにおいて、J・ターナー・カナダ蔵相の後任として委員会により選出されたW・D・クレルク・ベルギー蔵相を議長として、第5回会合を開催した。H. J. ウィッテフェーンIMF専務理事が同会合に参加した。委員会の討議期間中オブザーバーとして、H. K. ベディエ世銀・IMF合同開発委員会議長、G. D. アルセニスUNCTAD事務局長代行、W. ハーファーカンプEC委員会副委員長、M. A. ハサネインOPEC経済局長、R. ラールBIS総支配人、E. ヴァン・レネップOECD事務総長、F. ロイトヴィラー・スイス中央銀行総裁、O. ロング・ガット事務局長、R. S. マクナマラ世銀総裁も出席した。

(2) 委員会は、クォータの第6次見直しに関する理事会報告に含まれている勧告および総務会にその承認を得るために提出される各加盟国のクォータの増額に関する決議案を了承した。これに関連し、委員会は、基金の保有する各加盟国通貨が基金の政策に基づき、その取引等において使用可能であるべきとの從来からの方針を確認した。この目的に沿うよう適切な条項がIMF協定改正案に盛込まれることとなろう。かかる委員会の方針を協定改正発効前に実施するため、加盟各国は増資決議が採択された日から6か月以内に、基金がその政策に基づき当該国通貨を取引等に利用し得るよう、基金と取決めを行うことが合意された。ただし、理事会は、この取決め締結期限を延長することができるものとする。

(3) 委員会は、第4回暫定委員会で到達した基金保有金の一部処分に関する合意を履行する問題を検討した。1975年8月31日に委員会が発表したコミュニケの第6項に盛られた取決め(注1)の同時履行を遅滞なく実施に移すことが合意された。基金による金売却は4年間にわたり、適切なスケジュールに従い公開入札により

実施される。この入札にはBISが応札できるものとする。

(4) 世界経済の現状と見通しに関する討議の中で、委員会は、多くの工業国が1974~75年の深刻な不況から回復しつつあることに留意した。それにもかかわらず、現在の失業率と物価上昇率はいまだ受入れ難いほど高い。委員会は、工業国なかでも比較的国際収支ポジションの良い国々にインフレ抑制を続ける一方で、当面満足するに足りかつ継続可能な経済成長を実現するための諸政策を探るよう要請した。

委員会は、第1次産品産出国、とりわけ発展途上下にある第1次産品産出国の対外ポジション悪化に対して格別の憂慮を示した。1975年中発展途上国は概して、経常収支が再び大幅赤字となり、その赤字は巨額の対外借入れと、近年のインフレによってすでに目減りしている外貨準備の取崩しによって賄わざるを得なかつた。多くの発展途上国においては本年も巨額の経常収支の赤字が見込まれるため、委員会の感触によれば、これら諸国が1976年に適度の輸入水準を維持しつつ適切な国際収支対策等の諸施策を探ることができるかどうかは、基金から適度の信用供与を受けられるか否かにかかっている。

(5) 委員会は「輸出変動補償融資制度」を緩和する最近の理事会決定を歓迎した。この新たな決定により基金は、融資残高限度を、1966年の決定では加盟国クォータの50%とされていたのを75%にまで拡大した。また、どの12か月間においてもその期間の融資増加額上限も加盟国クォータの25%から50%に拡大された。さらに、基金は加盟国が輸出減少に陥る初期の段階で本制度に基づく援助を与えることが可能となった。

(6) 委員会は、基金の資金利用についての政策見直しと低所得の加盟国ための「特別信託基金」に関する理事会報告に留意した。本件検討後、委員会は次のような結論に達した。

① 信託基金を遅滞なく設立するため必要な措置が採られることが合意された。その原資は基金保有金の売却益に加え各国の自発的資金きよ出により調達される。第4回暫定委員会において到達した合意に従って行われる保有金の売却は、4年間にわたって行われることが合意された。信託基金の資金は、1人当たりの所得が低い加盟国に対し国際収支上の援助を、当該加盟国にとって有利な条件で行うために使用されるものとする。援助対象国は差当り73年における1人当たり国民所得が300SDRを超えない国とする。

- ⑧ さらに協定改正の発効日までの間、各クレジット・トランシュの規模を45%拡大することが合意された。これはクレジット・トランシュによる資金利用額がクォータの100%から145%にまで拡大されることを意味し、状況によってさらに資金援助が与えられる可能性をもつものである。各クレジット・トランシュにおける引出し要件は現行どおりとする。基金は、加盟国にとって必要となった場合には、本引出しに関する諸事項を再検討することとなろう。
- (7) 委員会は、協定改正に関する理事会報告に留意し、懸案の諸問題解決に進展がみられたことを歓迎するとともに、主要な協定改正を行うに当たり理事会がこれまで行ってきた膨大かつ実り多い作業に讃辞を贈りたい。とりわけ、委員会は為替相場という重要な問題に関する条項について合意がみられたことを歓迎した。この点につき、委員会は為替相場制度に関する新しい協定第4条を支持した。新しい為替相場制度では安定性がその目標となるが、それは経済・金融上の諸要因の基盤を一層安定させることとなろう。委員会は、理事会からその指針を与えるよう要請されていた他の諸問題を検討し、以下のような合意をみた。
- ① 改正後の協定には、加盟各国が、準備資産についての自国の政策を、国際流動性に対する一層適切な国際的監視を促進し、またSDRを国際通貨制度の主たる準備資産とするため、基金および他の加盟国と協力する義務を負う条項を含めるべきである。
- ② 改正後の協定には、基金が前記第3項の取決めに従って50百万オ ns が処分された後に残されている金のいかなる部分をも売却することができ、その利益を(i)基金の通常の取引等に即時利用するため、基金の通常財源の補強に用いること、(ii)困難な状況にある発展途上国に対し、有利な条件で国際収支援助のために利用することができるとの授権規定を設けることとする。かかる金売却に際し基金は、発展途上国に対し利益の一部をクォータに応じ配分を行うか、またはこれらの国に対し現在の公定価格での金直接売却により同様の配分を行うかの権限を与えるものとする。こうした配分に関する決定は総投票権数の85%の多数決により行わなければならぬ。これらの権限は基金が別の授権規定に基づき前記50百万オ ns の処分後に残った保有金のいかなる部分をも現在のクォータに応じかつ現在の公定価格で、全加盟国に返還するという権限に追加されるべきものとする。
- ③ 保有金売却利益の使用についての基金の決定は、

それを通常の取引等に使用するについては総投票権数の70%の多数決によって、通常の取引等以外に使用するについては、総投票権数の85%の多数決によって行われるものとする。

- ④ 理事会は、協定改正案に関する作業の最終段階において、政治的性格の判断を伴うことのない通常の基金取引上の決定については、特別多数決の件数およびその比率をでき得る限り最小限にとどめるよう配慮しつつ、こうした改正後の協定に盛込まれるべき通常の基金取引上の特別多数決について検討を加えるよう要請された。この検討は、数週間以内に完了させるものとし包括的な協定改正案の完成を遅滞させてはならない。
- ⑤ 協定改正後のSDRの評価方法に関する決定は総投票権数の70%の多数決を要するものとする。ただし、評価の原則にかかる変更または原則の適用方法の基本的変更にかかる決定は総投票権数の85%の多数決によるものとする。
- ⑥ 理事会は、代替勘定(substitution account)(注2)に関する検討を包括的な協定改正の完成を遅滞させることなく継続すべきである。
- ⑦ SDR勘定の参加国がSDR保有額を復元する義務に関しては、協定改正後には基金がそのための規定を隨時再検討することができ、かつ総投票権数の70%の多数決によってこの規定を採択し、修正し、廃止する権限を有すべきことが合意された。
- ⑧ 委員会は、以上の指針に照らして理事会が協定改正作業を完了するよう要請するとともに、理事会が数週間以内に包括的な協定改正案を当該報告とともに総務会に承認を求めるべく提出するよう希望した。

(注1) 保有金の6分の1の売却と同6分の1の加盟国への返還等。  
50年10月号「要録」参照。

(注2) 50年7月号「要録」参照。

#### ◇世銀・IMF合同開発委員会、コミュニケを発表

世銀・IMF合同開発委員会は1月9日、ジャマイカのキングストンで会合し、次のコミュニケを発表した。

- (1) 発展途上国に対する実物資源の移転に関する世銀およびIMFの総務会合同大臣委員会(開発委員会)の第5回会合は、H. K. ベディエ・アイボリーコースト経済財政相を議長として、1976年1月9日ジャマイカのキングストンにおいて開催された。R. S. マクナマラ世銀総裁、H. J. ウィッテフェーンIMF専務理事、H. J. コスタンゾ開発委員会事務局長が同会合に参加し、また多数の国際機関、地域開発機関およびイスの代表もオブザーバーとして出席した。

- (2) 委員会は、発展途上国の現状と見通しを検討し、非産油発展途上国の経常収支が1976年においても、3年連続の極めて大幅な赤字となるであろうことを憂慮した。委員会はまた、「第2次開発の10年(注1)」における年6%の最低経済成長率目標が、非産油発展途上国にとってはまず達成されそうもなく、また同目標からのかい離を最少限にとどめるには、依然多額の海外資本の導入を余儀なくされるとの事態を深く憂慮した。委員会はまた、資源の移転、援助目標およびその実施状況、工業国への援助努力との関連におけるこれら諸国の遊休生産能力の現況、さらに一次産品問題に影響を与えていた現在の諸条件を改善する方法につき討議した。こうした背景の下に委員会は、発展途上国への資源の移転を増加させるための種々の方策を検討した。
- (3) 委員会は暫定委員会における低所得国に対する国際収支援助を行うために信託基金を設立するとの決定およびIMF資金を利用しやすくするようにとの了解に留意した。委員会は、信託基金の財源使用方法について討議し、かつ信託基金設立に関する作業を完了するにあたって、IMF理事会が考慮すべき種々の問題点を指摘した。委員会は、世銀が中間的条件(注2)で貸付を行う「第3の窓口」が業務を開始したこと、および払込済みならびに払込みが予定されているきょ出金(注3)によって「第3の窓口」から600百万ドル貸出が可能となったことに留意し、いまだきょ出を行っていない国に対して第3の窓口の貸出原資の増加を支援するよう要請した。
- (4) 委員会は、「資本市場での資金調達機会改善に関する作業グループ」からの中間報告を受け、発展途上国による資本市場での資金調達機会に係る諸規制およびその他の制約要因の見直しに関する作業計画案を討議し、そして国際的信用保証の利用可能性、後進国債務引受け市場の強化、国際投資基金の創設可能性を含めた各種の資本市場での資金調達機会を改善するための適切なメカニズムの検討を完了するよう勧告した。
- (5) 委員会は、国際開発銀行と地域開発銀行による協調融資に関して現在みられる進展に留意し、かかる措置が拡大されるよう要請した。
- (6) 委員会に対し、主要な国際および地域貸付機関の貸出計画およびその財源等の状況に関する最初の調査結果が提出された。委員会は、これらの機関における資本調達の十分な増加を全面的に支持する旨表明した。これに関連して、委員会は、世銀理事会に対し、世銀の増資提案を早期に総務会に提出するよう要請した。委員会はまた、国際金融公社(IFC)における早期の

増資を支持した。委員会は低所得国に対する援助が特に緊急に必要であることに留意し、これに関連して国際開発協会(IDA)における第5次資金補充を十分に増額するよう強く要請した。

なおその増資金補充については実質ベースでみて増額すべきであるとするのが、加盟国の多くの意見であった。委員会は、IDA業務が中断しないよう適切な時期に資金補充につき合意が得られるよう交渉が目下推進されていることに留意した。委員会は、地域銀行の有利な条件の融資(soft-loan)をも含め、その貸出原資の補充を時宜を得て行うよう要請した。

(7) 委員会は、一次産品価格変動の問題およびそれが発展途上国の輸出所得にもたらす影響に特別の注意を払った。委員会は、特に緩衝在庫融資および輸出所得安定化手段、ならびに貿易の分野における発展途上国援助手段等につき、優先的に配慮することに合意した。

(8) 委員会は、ジャマイカ政府による今回会合のための特別の配慮と厚遇に万場一致で感謝の意を表明した。

(注1) 国際連合の下部機関UNCTAD(国連貿易開発会議)における1970年宣言。

(注2) 世界の「第3の窓口」の貸出条件は通常の世銀貸出(金利は現行年7.25%)とIDAを通じる最低所得の国向けの貸出(無利子、ただし手数料のみ0.75%)の中間的条件となっている。

(注3) 利子補給のためのきょ出金。

## 米州諸国

### ◇ フォード大統領の一般教書

フォード大統領は1月19日、恒例の一般教書を議会に提出した。同教書において大統領は、建国200年にあたり、米国建国の根本精神を忠実に表すものとして「新現実主義(New Realism)」を提唱、これを受けて経済、外交、国防面での「新たなバランス(New Balance)」回復を求めるとともに最重点項目の経済政策面における「新たなバランス」として、①民間経済の活発化と財政の相対的比率低下、②財政収支の均衡化志向、③過度の社会保障制度の拡大抑制と支出の重点配分、④エネルギーの対外依存度縮小を提案した。

なお景気対策として前年の教書においては不況対策にかなりの比重が置かれていたのに対し、本年の教書では失業率を低下させる必要上着実な景気回復を達成するという主要目的の大わくのなかで、同時にインフレ再燃回避のための配慮も濃厚に打ち出している。主要な具体的提案を経済政策にしづらってみてみると次のとおり。

#### 1. 景気回復持続策

##### (1) 個人所得税等減税の上積み

本年7月1日以降、現行減税額(注)に約100億ドル上積みした総額約280億ドルの恒久減税実施を提案。

(注) 昨年12月、75年減税法を76年6月まで延長する旨の「75年歳入調整法」(減税額年率約180億ドル)が成立している(1月号「要録」参照)。

## (2) 民間投資の促進措置

### イ. 企業設備投資

高失業地域(失業率7%以上)においては、企業に対する税制上の特別優遇措置を導入し、設備投資促進。

### ロ. 住宅建設

中・低所得者を中心とする50万世帯に対し、追加的住宅関係援助を実施し、住宅投資の回復を支援。

### ハ. 株式投資

個人等の株式投資奨励のため、株式投資にかかる所得税に対して優遇措置を講ずる。

## 2. インフレ再燃防止策

### (1) 歳出規模の抑制

77会計年度予算の歳出規模を3,942億ドル(前年度実績見込み伸び率は過去10年間の平均伸び率約<10%>の半分程度)に抑える。

### (2) 財政の均衡回復

歳出の抑制態度を堅持することによって、79会計年度には予算均衡化を目指す。

### (3) 競争の促進

航空・トラック・鉄道、金融機関等に対する規制を極力排除するとともに、反トラスト法の厳格な適用を

図る。

## 3. 社会保障制度の改革

過度の社会保障制度の拡大抑制の見地から、①短期療養のための医療費引上げ、②医療援助面等における多種類にわたる連邦援助金の統合・整理、③社会保障信託基金(Social Security Trust Fund)の財源難を開拓するための社会保障税率の0.3%引上げ(77年1月1日実施)、④食糧切符制度(Food Stamp Program)の受給資格の厳格化、などを提案する。一方、社会保障の重点配分政策として、①重病者保険制度(Catastrophic Health Insurance)の創設、②65歳の老人医療の優遇等を提案する。

## 4. エネルギー対策の推進

昨年12月、エネルギー法が成立(1月号「要録」参照)し、エネルギー対策の基本線が敷かれているが、さらに①国内天然ガス不足の緩和、②連邦石油鉱区からの石油採掘の承認、③国内鉄道輸送の再興および都市交通体制の充実によるエネルギー消費の節約、④石炭資源の有効な開発・利用等の政策を推進することを議会に要請する。

## ◇ フォード大統領の予算教書

フォード大統領は1月21日、1977会計年度(注)(76年10月～77年9月)の予算教書を議会に提出した。同教書は一般教書で敷かれた基本路線(前項参照)を予算面において具体化したもので、①歳出の伸びの抑制等により連邦政府財政の経済全体に占める比率増加に歯止めを設けること、②歳出項目のなかで明確な優先順位をつけること

(第1表)

予算教書にみられる米国経済の中期展望

(単位・10億ドル・%)

	1974年	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年
	(実績)	(実績見込)	(見通し)					
G N P								
名 目	1,407	1,499	1,684	1,890	2,124	2,376	2,636	2,877
伸 び 率	7.7	6.5	12.3	12.2	12.4	11.9	10.9	9.1
実 質	1,211	1,187	1,260	1,332	1,411	1,503	1,600	1,679
伸 び 率	△ 1.8	△ 2.0	6.2	5.7	5.9	6.5	6.5	4.9
所 得								
個 人 所 得	1,155	1,246	1,386	1,538	1,727	1,930	2,138	2,331
質 金 ツ	763	802	892	1,001	1,126	1,259	1,397	1,525
企 業 利 益	132	118	156	181	201	223	247	271
物 価								
G N P デフレーター	9.7	8.7	5.9	6.2	6.1	5.0	4.2	4.0
C P I	11.0	9.1	6.3	6.0	5.9	5.0	4.2	4.0
失 業 率	5.6	8.5	7.7	6.9	6.4	5.8	5.2	4.9

と、の二点が最大の特色となっている。なお、予算編成の前提となる米国経済の見通しとしては、実質成長率を76年中6.2%、77年中5.7%と予想している(第1表参照)。

(注) 77会計年度予算は、予算制度改革法(49年7月号「要録」参照)に基づく会計年度変更(現行7月から翌6月→10月から翌9月)後最初のもので、過渡期(76年7~9月期)予算案として歳入819億ドル、歳出980億ドル、収支じり161億ドルの赤字を内容とする予算が併せて提出されている。

予算の概要は次のとおり。

(1) 予算規模は、歳入3,513億ドル(前年度実績見込み比+18.1%)、歳出3,942億ドル(同+5.5%)で、収支じりは430億ドルの赤字と前年度(実績見込み760億ドルの赤字)に比べ赤字幅の大幅縮小を目指している(第2表参照)。なお、これを完全雇用予算ベースでみると、30億ドルの黒字(前年度実績見込み160億ドルの赤字)を見込む形となっている(第4表参照)。

(2) 嶸入面では、76年7月実施が提案されている追加減

(第2表) 米国の1977年度予算案

		1977年度 予算案	1976年度 実績見込み
歳 入	入	3,513( 18.1)	2,975( 5.9)
歳 出		3,942( 5.5)	3,735( 15.1)
収 支 (△) ジ リ		△ 430	△ 760
歳 入 内 訳			
個 人 所 得 税		1,536( 17.4)	1,308( 6.9)
法 人 所 得 税		495( 23.4)	401(△ 1.2)
社 会 保 障 税		1,131( 22.1)	926( 7.2)
消 費 税		178( 5.3)	169( 1.8)
そ の 他		173( 1.2)	171( 14.0)
歳 出 内 訳			
國 防 費		1,011( 8.9)	928( 7.2)
國 際 関 係 費		68( 19.3)	57( 29.5)
宇宙開発・科学技術関係費		45( 4.7)	43( 7.5)
農 業 関 係 費		17(△41.4)	29( 70.6)
天 然 資 源・環 境 整 備・エネルギー関係費		138( 16.9)	118( 24.2)
商 業 ・ 運 輸 関 係 費		165(△ 7.3)	178( 11.3)
地 域 開 発 費		55(△ 5.2)	58( 31.8)
教 育 ・ 労 働 費		166(△12.2)	189( 24.3)
保 健 関 係 費		344( 7.2)	321( 16.3)
社 会 保 障 関 係 費		1,371( 6.7)	1,285( 18.3)
復 員 軍 人 関 係 費		172(△ 9.5)	190( 14.5)
國 債 利 子		413( 18.7)	348( 12.3)
一 般 行 政 費		34(△ 2.9)	35( 12.9)
一 般 地 方 交 付 金		74( 2.8)	72( 2.9)
そ の 他(重複控除等)	△	131	△ 116

(注) カッコ内は前年度比増減(△)率(%)。

税措置にもかかわらず、予想される景気回復から個人所得税(前年度実績見込み比+17.4%)、法人所得税(同+23.4%)の大幅増収が見込まれるほか、社会保障税も税率引上げなどから増収(同+22.1%)が見込まれるため、結局全体では前年度実績見込み比+18.1%(前年度同+5.9%)と順調な伸びを見込んでいる(第2表参照)。

(3) 嶸出面では、全体の伸びを前年度実績見込み比+5.5%(前年度同+15.1%)と過去10年間の平均伸び率(10.7%)を大幅に下回る69会計年度以来の低率に抑えるため、歳出のなかで最も比重の大きい社会保障関係費を同+6.7%にとどめているほか、商業・運輸関係費(同一-7.3%)、教育・労働費(同一-12.2%)等多くの項目が前年度実績見込みを下回っている。ただ、高い優先度を与えられた国防費は1,011億ドル(前年度実績見込み比+8.9%)と史上初めて1千億ドル台に乗せたほか、天然資源・環境整備・エネルギー関係費も前年度(実績見込み、75年度比+24.2%)に続き大幅増加(前年実績見込み比+16.9%)が見込まれており、さらに国債利子の支払が国債残高の増加を映して前年度実績見込み比+18.7%(前年度実績見込み、75年度比同+12.3%)と著増している(第2表、第3表参照)。

(第3表) 米国の歳出項目構成比の推移

(単位・%)						
	1977年度 予算案	1976年度 実績見込み	1975年度	1974年度	1973年度	1970年度
國 防	25.6	24.8	26.7	29.3	30.5	40.3
人的資源計画	52.1	53.2	51.8	49.0	46.9	37.0
そ の 他	22.3	22.0	21.5	21.7	22.6	22.7

(注) 「人的資源計画」の予算は、教育・労働・保健・社会保障・復員軍人の各支出合計額。

(第4表)

米国の完全雇用、国民所得勘定ベース予算案

(単位・億ドル)		
	1977年度 予算案	1976年度 実績見込み
完全雇用予算ベース		
歳 入	3,890(12.1)	3,470( 7.4)
歳 出	3,860( 6.3)	3,630(18.6)
収 支 (△) ジ リ	30	△ 160
国民所得勘定ベース		
収 入	3,647(18.6)	3,074( 9.2)
支 出	4,045( 6.8)	3,787(15.2)
収 支 (△) ジ リ	△ 398	△ 713

(注) カッコ内は前年度比増加率(%)。

## ◇米国、公定歩合を引下げ

米国連邦準備制度理事会は1月16日、セントルイス連銀を除く11連銀が公定歩合を6.0%から5.5%に引下げ、19日から実施することを承認した旨発表した。続いて1月22日にはセントルイス連銀の追随引下げ(1月23日実施)を承認した。

今次引下げは、昨年5月15日の引下げ発表(6.25→6.0%、16日実施)以来8か月ぶりのものであり、またこれにより今回の緩和期においては74年12月6日に第1回の引下げが発表されて以来6回の引下げ(通算引下げ幅2.5%)が行われたことになる。

今次引下げ措置の趣旨につき同理事会は、「最近における短期金利の低下にかんがみ公定歩合と短期金利の均衡を図ることを意図したものである」と説明している。

## ◇米国、預本金利規制法の延長を決定

フォード大統領は、1月2日、預本金利規制法を1977年3月1日まで延長する法案に署名した。これにより、連邦準備制度、連邦預金保険会社、連邦住宅貸付銀行は、それぞれ監督下にある金融機関に対する預本金利規制権限を上記期限中引き継ぎ保有し得ることとなつたが、同時に貯蓄貸付組合等貯蓄金融機関と商業銀行間の預本金利差を1975年12月10日時点における金利差(注)で固定するとともに、その後の変更については議会の承認を要するとの条件を付することとした。

(注) 貯蓄金融機関の預本金利の方が商業銀行より0.25%高。

なお、預本金利規制法は1966年9月、限時法として成立し、その後延長を重ね、昨年12月末に期限切れとなっていたものである。

## 歐州およびアフリカ諸国

### ◇EC、チンデマンス・ベルギー首相、「歐州同盟」に関する報告書を発表

チンデマンス・ベルギー首相は1月7日、歐州同盟(Union Européenne)に関する報告書を発表した。本報告は74年12月のEC首脳会談(50年1月号「要録」参照)においてその作成を依頼された同首相が、その後1年余にわたるEC各首脳からの意見聴取の結果を踏まえて取りまとめたもので、次期欧州理事会(本年4月ルクセンブルグで開催の予定)において検討される運びとなつてゐる。

本報告の概要は次のとおり。

#### (1) 共通对外政策の確立

外交面における欧州同盟としての統一的意見決定を

展望して、欧州理事会(注)において、経済、安全保障を含む各般にわたり共通对外政策の大綱を決定するものとする。

こうした観点から差当り次の諸点を提案する。

- イ. 新世界経済秩序建設に関する多国間交渉にEC統一代表をもって臨むこと。
- ロ. 対米関係の重要性にかんがみ、特定の加盟国首脳をEC代表者として米国に派遣すること。
- ハ. 安全保障について将来の政策統一への道を開くため、当面各加盟国間で国防政策に関する定期的な意見の交換ならびに兵器生産の協同化を推進すること。

(注) 現在、共同体設立条約上の法的根拠を欠いている欧州理事会を、歐州同盟の最高意思決定機関として位置づけることを想定しているものとみられる。

#### (2) 経済通貨同盟の建設

各加盟国の経済力に差がある現状においては、経済通貨同盟を一挙に実現することは不可能である(注)。従って、まず経済力の強い諸国が同盟実現に向って先行し、弱体国はこれら諸国からの援助を受けつつ後から同盟参加を目指すという新しいアプローチをとるのが適当である。

こうした観点から差当り次の諸点を提案する。

- イ. 現行のEC共同フロートシステムの拡充を展望し、現在フロートに参加していない諸国(英国、イタリア、アイルランド)もフロート参加国間の協議に加わること。
- ロ. 各加盟国間で、インフレ対策をはじめとする国内経済政策の協調を促進すること。
- ハ. 欧州通貨協力基金(Fonds Européen de Coopération Monétaire)の将来における欧州中央銀行化を展望し、同基金の活動および権限の強化、同基金を通じる共同フロート通貨の対ドル市場介入を徐々に進めること。

(注) 1980年までに経済通貨同盟を建設するとの既定方針を暗に断念した。

#### (3) 共同体諸機関の機能強化

欧州同盟が有効に機能するには現在の共同体諸機関の機能強化が必要である。このため次の諸点を提案する。

- イ. 欧州議会の権威を高めるため、同議会に閣僚理事会に対する発議権(faculté d'initiative)を付与する。また同議会は少なくとも毎年1回、欧州理事会議長等を招いて欧州同盟の現状および他の共同体諸機関の機能に関する討議を行う。

ロ. 閣僚理事会については、迅速な決定を行うため多數決制を常用(pratique courante)する。また継続性を高めるため欧州理事会、閣僚理事会とも議長の任期を1年に延長する(現行はいずれも6か月)。

ハ. 委員会の権威と一体性を高めるため、委員長の任命は欧州理事会が行い、欧州議会が投票により確認(confirmier)する。また委員の任命は、委員長が各國別の配分に留意しつつ閣僚理事会と協議のうえ行う(現在は委員長、委員の任命は加盟国政府間の合意によっている)。

#### ◇英蘭銀行、特別預金預入率を引下げ

1. 英蘭銀行は1月15日、74年4月以来据置いていた特別預金預入率を、1月19日から2月10日までの間一時的に3%から2%へ引下げる旨発表した。本措置により金融機関に還付される資金量は約325百万ポンドとされている。

2. 本措置に関し英蘭銀行は、「最近における新発中・長期国債の売行き好調および目先き法人税・付加価値税等の移納に伴う一時的な市場の資金不足に対処するため、金融機関の手元流動性を補充することが目的」と説明している。

#### ◇英国、ロンドン手形交換所加盟銀行、貸出基準金利を引下げ

1. ロンドン手形交換所加盟銀行大手4行(Barclays, National Westminster, Midland および Lloyds)は、昨75年10月に1.0%引上げ(10.0→11.0%)以来据置いてきた貸出基準金利を、更年後1月13日(ただし Lloydsのみは1月5日)および2月2日の2度にわたって合計1.0%引下げ、10.0%とした(同時に7日もの通知預金もそれぞれ0.5%づつ引下げられ6.0%となった)。

2. 今次引下げは、短期市場金利の低下に追随したものである。なお National Westminster では「景気後退圧力はようやく弱まり始めているとはいえ、企業需資の回復ははかばかしくない。今次引下げが企業に対し金利負担の軽減を通じて刺激を与えることを期待している」とコメントしている。

#### ◇英国政府、投資補助金を増額

1. 英国政府は1月14日、企業の近代化投資の促進を図るために企業に対する投資補助金を30百万ポンド増額する旨発表した。この結果、75年度(75年4月~76年3月)の投資補助金は総額230百万ポンドとなる。

2. なお、設備投資振興の見地から、政府は昨年11月国

民経済発展審議会(NEDC)において、<製造業再建のための長期計画策定>を提唱したところ(50年12月号「要録」参照)、NEDCは1月14日の会合において、とりあえず製造業のうち食料品産業から鉄鋼業にまで及ぶ主要30業種について生産性の改善等のために今後必要な行動計画(action programmes)を本年夏までに作成することを決定したと伝えられる。

#### ◇英国、IMFオイル・ファシリティーの引出し

英国政府は1月23日、IMFのオイル・ファシリティーから10億SDRを引出した旨発表した。本件は昨年11月英国政府がIMFに借入申請を行い(50年12月号「要録」参照)、去る12月31日IMF理事会の承認を得ていたものである(同時に第1次クレジット・トランシェについても承認を得ているが、英國政府は現在までのところ引出しを実行していない)。これは、外貨準備が低水準に落込んでいる(75年12月末現在54.3億ドル)うえ、今後も経常収支の赤字基調持続が予想されているため、早めに外貨準備の補強を実施したものとみられている。

なお本件借入れの条件は次のとおりと伝えられる。

- (1) 期間: 7年
- (2) 金利: 平均7.75%
- (3) 返済方法: 3年据置き後四半期ごと合計16回均等割払い。

#### ◇西ドイツ政府、1976年年次経済報告を発表

1. 西ドイツ政府は1月28日、1976年年次経済報告(注)を閣議決定し、発表した。その概要是次のとおりである。

(注) 「経済安定・成長促進法」第2条に基づき、政府が議会に対し提出義務を負っているもの。

- (1) 西ドイツの景気は現在回復局面にあるが、今後これがどの程度のテンポで進むのか、また持続的な回復が可能かどうか等については、世界景気の回復歩調および国内消費・投資活動の先行きに關し、依然不確定要因(Unsicherheiten)が多いため見通しは難しい。
- (2) 本年の経済政策運営の目標は、インフレーションなき持続的景気上昇と、長期的視点に立っての雇用機会拡大を図る点にある。
- (3) 今後こうした目標を実現し得るかどうかは、従来にも増して企業と労働組合の仕ぶりいかんにかかっている。政府としては、今後とも市場の競争条件を維持する方針であり、必要な経済構造の転換についても、個別産業への選別的な助成や所得政策の導入で対処するつもりはない。

(4) 欧州の共同フロートが有効に機能するためには参加国が経済政策の協調を図ることが必要である。特に今後E C 加盟国間では、景気回復に伴い国際収支のアンバランスが拡大する見通しにあることにかんがみ、これら諸国が経済、通貨面で密接な協力を図ることは從来にもまして重要となっている。共同フロートへの参加は自由であることが望ましいが、同フロートへの復帰なし新規加入は、それらの国の経済情勢が現に参加している諸国とのそれと大きく違わない場合に意味があるとされる。

(5) 本年の経済見通しは次のとおりである。

イ. 経済成長率は、消費、輸出、設備投資の回復等に伴い、名目で+8.5～9.5%(75年+4.4%)、実質+4～5%(同-3.6%)が見込まれる。

ロ. 需要項目別(いずれも名目)には、個人消費は可処分所得の伸び率低下(+6.5～7.5%、75年+9.5%)の反面、貯蓄率が平常に復する(14.5%、75年15.7%)結果、伸び率は7.5～8.5%(75年は+8.4%)の見通しだある。

ハ. 政府消費は+6.5～7.5%(75年+11.7%)に圧縮される。

ニ. 設備投資は設備稼働率の上昇、企業収益の回復(企業・財産所得の伸びは+12～14%、75年+2.7%)等から、大幅上昇(+6～7%、75年-2.4%)が見込まれる。

ホ. 輸出は世界貿易量の伸び+5～6%を前提にして、+9～11%とかなり高い伸びが見込まれるが、

#### 西ドイツ政府年次経済報告の景気見通し

	1975年 (実績) (見込み)	1976年
G N P 成長率(実質) 〃(名目以下同じ)	-3.6% +4.4%	+4～5% +8.5～9.5%
うち個人消費増加率	+8.4%	+7.5～8.5%
政府消費〃	+11.7%	+6.5～7.5%
設備投資〃	-2.4%	+6～7%
海外経常余剰(億マルク)	250	240～270
輸出増加率	-2.4%	+9～11%
輸入〃	+2.9%	+10～12%
生計費上昇率	+6.1%	+4.5～5%
G N P デフレーター〃	+8.3%	+4%
非自営労働による粗所得増加率	+4.1%	+9.5～7.5%
企業・財産所得増加率	+2.7%	+12～14%
失業率	4.8%	4.5%

反面輸入が景気回復に伴い+10～12%と急増するため、海外経常余剰は240～270億マルクと75年(250億マルク)並みの見通しである。

ヘ. 次に物価は、商品需給がひっ迫するに至らないほか、労働生産性の上昇も期待されるため、引続き落着き傾向を維持するとみられ、生計費は年平均+4.5～5%(75年+6.1%)、G N P デフレーターは同+4%(75年+8.3%)とそれぞれ上昇率の低下が見込まれる。

ト. 失業率は年末ごろには4%前後まで低下するとみられるものの、年平均では4.5%(75年4.8%)と依然高水準を続けよう。

2. 上記報告に対する産業、金融界の反響をみると、「経済の先行きに不確定要因が多いしながら内容的にはかなり楽観的見通し」(全独銀行協会)、「政策目標としては評価できるが、景気が上昇に向かうことを前提としている点に問題」(貯蓄銀行連盟)とか、「西独経済は今や大きな較換点に立っており、政府は政策の総力をあげてこれに対処すべきであるにもかかわらず、本報告はそうした中期的視点を欠いている」(全独商工会議所)とする等、総じて見通しが楽観的に過ぎる点を指摘する声が強い。

#### ◇西ドイツ連邦議会、大口信用規制強化等に関する信用制度法改正案を可決

西ドイツ連邦議会は1月30日、大口信用規制強化等に関する信用制度法改正案を可決した。同法改正案は、74年12月の閣議決定の後、議会に上程されていたが、野党および金融界の反対から審議は難航していた。このため政府は当初案の大口信用規制条項を部分的に緩和することにより、ようやく野党の合意をとりつけ、法案可決に至ったものである。同法改正案における大口信用規制の概要は次のとおりである(同法案中の銀行監督局の強化および個人銀行の新規設立禁止等については当初案どおりのため50年1月号「要録」参照)。

- (1) 1件当たり大口信用(保証自己資本の15%を超える信用)の最高限度を保証自己資本の75%とする(クレジット・ラインの未使用分も算入)……原案どおり。
- (2) 大口信用上位5件の総額は保証自己資本の3倍以内とする(クレジット・ラインの未使用分も算入)……原案どおり。
- (3) 大口信用総額の最高限度は保証自己資本の8倍(原案では6倍)とする(クレジット・ラインの未使用分は算入せず)。
- (4) 上記規制の経過期間は向こう5年間とする……原案どおり。

#### ◆西ドイツ、赤字企業に対する税金還付措置を閣議決定

西ドイツ政府は1月21日、赤字企業に対し前年に納付された法人税・所得税の一部を還付すること(Verlustrücktrag)を内容とする税制改正措置を閣議決定した。本措置の概要は次のとおりである。

1. 企業において1営業年度間に欠損が生じた場合、同欠損額を最高5百万マルクの範囲内で前年度課税対象利益額から差引き、これに基づいて新たに算定した前年度分の法人税、所得税額と、すでに納付した前年度分税額との差額を企業に還付する。
2. 当該欠損額の5百万マルクを上回る部分については、これと翌期以降5営業年度間に繰越すことができる。
3. 本措置は75年の欠損分から適用実施され、これに伴う76年中の財政負担額は3億マルクである。

#### ◆西ドイツ、8%もの連邦鉄道債を発行

西ドイツ政府は1月20日、来年第1回目の連邦鉄道債の発行要領を以下のとおり決定した。本鉄道債は、年明け後の債券市場の好転を反映し、昨年末発行された連邦債と比べて表面金利は同一(8%)ながら、期間が1年間延長(6年→7年)されている(カッコ内は昨年末発行の連邦債)。

発行額	700百万マルク	(660百万マルク)
表面金利	8%	( 8 % )
期間	7年	( 6年 )
発行価格(対額面) (金額比)	100%	( 99.5% )
応募者利回り	8.00%	( 8.11% )
売出し期間	1月26日~28日<ただし上記のうち600百万マルクについて>	

#### ◆西ドイツの個人銀行株式のクウェート投資会社による取得

西ドイツの個人銀行 Johannes Schuback & Söhne Handelsgesellschaft mbH & Co. (在ハンブルク、資本金4百万マルク、資産総額60百万マルク)は1月12日、クウェートの Alahli of Kuwait 投資会社(Alahli 銀行の100%子会社)が同行の株式の35%を取得した旨発表した。アラブ産油国資本の西ドイツ企業に対する大規模な資本参加は、先にイラン政府がクルップ社の、クウェート政府がダイムラー・ベンツ社の株式をそれぞれ取得したのに続くものであるが、金融機関に対する資本参加はこれが最初である。

なお同行の株式は、ハンブルク地元銀行の最大手 Vereins und Westbank(資本総額52億マルク)により35%所有されているため、同行の経営がクウェート資本の

完全な支配下におかれたわけではなく、また同行が小規模な個人銀行であることなどから、西ドイツ金融界に対する影響はほとんどないと一般にみられている。

#### ◆フランス、内閣の一部改造

1. フランスのジスカールデスタン大統領は1月12日、次のとおり内閣の一部改造を発表した。
  - (1) 現法務相 J・ルカニュエ(Lucanuet)を副総理格(Ministre d'Etat<sup>(注)</sup>)に格上げ。
 

(注) これまで本称号はM・ポニアトウスキー(Poniatowski)内務相のみに付与されていた。
  - (2) 貿易、郵政、海外協力、生活環境各相の更迭。
 

貿易……新任:レイモン・バール(Raymond Barre, 大学教授、元E E C副委員長)

郵政……新任:ノルベール・セガール(Norbert Ségard, 前貿易相から横すべり)

海外協力……新任:ジャン・ド・リプロウスキー(Jean de Lipkowski)

生活環境……新任:アンドレ・フォッセ(André Fosset)
2. 今次改造につき同大統領は「これまでの諸改革の実績を踏まえ、今後新たに取組むべき諸問題の重要性に対応した技術的改造(remaniement technique)」(改造後のテレビ発言)とコメントしている。

#### ◆フランス銀行、金・外貨等の評価替えを実施

フランス銀行は1月7日、昨年12月末現在の同行保有金・外貨等につき、次の要領で評価替えを実施した旨発表した。今後評価替えは、昨年1月9日、7月4日(それぞれ50年2月号、8月号「要録」参照)に次ぐ第3回目のものである。

- (1) 金……昨年10~12月のロンドン金市場における平均相場(1キログラム当り20,123フラン、前回22,039フラン)により再評価。
- (2) 外貨……昨年12月29日のパリ為替市場におけるフランス・フランの対米ドル相場(取引所仲値1ドル=4.47フラン、前回4.0フラン)により再評価。
- (3) SDR……昨年12月29日現在のIMF公表レート(1SDR=5.23フラン、前回4.97フラン)により再評価。

この結果、昨年12月末の同行保有対外準備残高は次のとおりとなった。

金	63,175百万フラン
外貨	33,264

IMF資産 4,541 百万フラン  
合計 100,980

#### ◇フランス、最低賃金を改訂

フランス政府は昨年12月31日、現行時間当り最低賃金(7.71フラン<同10月1日以降適用>)を2.3%引上げて7.89フランとし、本年1月1日から実施する旨決定した。

今回の改正は、前回(50年10月号「要録」参照)と同様、最低賃金法(1970年1月2日発効)の規定に基づき消費者物価の上昇にスライドして決定されたものである(今回改訂の基準となった11月の消費者物価指数は157.3と前回改訂時に判明していた消費者物価指数<8月、153.8>比+2.3%の上昇)。

#### ◇イタリア、公定歩合を引上げ

1. イタリア銀行は2月1日、公定歩合を1%引上げ7%とし、2月2日から実施する旨決定した。これは75年9月(7→6%)以来の変更であり、また公定歩合の引上げは74年3月以来のことである。

新レートは以下のとおり(カッコ内は旧レート)。

##### 手形割引歩合

商業手形割引	7.0%、ただし高率適用(注) の場合は10.0%(6.0%、同 9.0%)
--------	--

食糧備蓄機関手形	3.5%(3.5%、据置き)
----------	----------------

##### 貸付歩合

通常貸付	7.0%(6.0%)
------	------------

債券担保特別短期貸付	7.0%、ただし高率適用(注) の場合は最高10.0%(6.0%、 同9.0%)
------------	--

##### (注) 高率適用の方法

- (1) 商業手形割引の場合……従来どおり、当該割引実施直前の半期(1~6月または7~12月)における商業手形割引額平均残高が支払準備制度適用対象預金平均残高の1%を超える銀行に対して3.0%の割引金利を適用する。
- (2) 債券担保特別短期貸付の場合……最初の貸付から次の貸付までの期間(本貸付の利用頻度)に応じて従前どおり1~3%の割引金利を加算する。すなわち、商業銀行が最初の貸付を受けた後90日以内に2回目の貸付を受けた場合は3.0%、91~120日以内は2.0%、121~150日以内は1.0%の金利をそれぞれ加算適用する(151日以上経過した場合は高率適用の対象外)。

2. 本措置のねらいについて、同行では「為替市場における公的介入を停止している現在、短資流出、ひいてはリラ相場下落の行過ぎを防止すること」と説明している。

#### ◇イタリア、外国為替市場における公的介入を停止

イタリア政府およびイタリア銀行は1月21日、最近における投機的な短資流出傾向に対処して次の措置を決

定、即日実施した(本措置の背景等については「国別動向」参照)。

- (1) イタリアの為替相場に関する official quotation を停止する。
- (2) 市中銀行の銀行間取引は妨げないが、当局の介入を停止する。

なおイタリア銀行は、「本措置により情勢を十分に見極めることとするが、いかなる種類の為替管理強化ないし貿易制限措置導入も行う企図はない」と説明している。

#### ◇イタリア短期輸出優遇金融制度の延長を決定

イタリア為替局は昨75年12月23日、12月31日をもって期限切れとなる短期輸出優遇制度(50年10月号「要録」参照)を4ヶ月間延長し、76年1月1日から4月30日までの間に通関手続きが終了した輸出契約について、本制度を適用することを決定した。

なお、これに伴い融資期間は通関後120日(従来は90日)に延長された。

#### ◇イタリア、債券強制保有制度を延長

イタリア大蔵省は昨75年12月24日、金融機関を対象とする債券強制保有制度(50年8月号「要録」参照)を以下のとおり延長する旨決定した。

- (1) 金融機関(ただし農民・手工業者向け金融専門銀行および第2種動産抵当銀行を除く)は76年1~6月の期間中、75年12月~76年5月中の預金増加額の30%相当額以上(従来どおり)を債券投資に充当すること。
- (2) 上記のうち、預金増加額の最低9%(従来10%)は土地、建築金融および農業改善金融専門機関発行の債券に充当すること。なおイタリア銀行は、このうち農業改善金融専門機関発行の債券に対する投資額が預金増加額の1.5%(従来2.5%)を下回らないよう、各金融機関を指導する。

#### ◇スイス、第6次公定歩合引下げを実施

1. スイス中央銀行は1月12日、公定歩合を3%から2.5%へ、ロンバード貸付利率を4%から3.5%へそれぞれ0.5%引下げ、翌13日から実施する旨決定、発表した。これにより今次緩和期の通算低下幅は公定歩合が3.0%、ロンバード貸付利率が2.5%となった。なお公定歩合2.5%は66年7月以来の低水準である。

2. 同行では、「本決定はスイス・フランの強調に対処するという主として為替政策上の理由に基づくものであるが、併せて金利コスト軽減を通じ国内経済の回復に資することも期待している」とコメントしている。

◇スイス中央銀行、76年のマネー・サプライ等の目標増加率を発表

スイス中央銀行は1月5日、76年のマネー・サプライM<sub>1</sub>および中央銀行通貨量(注)(Notenbankgeldmenge)の目標増加率をそれぞれ年平均6%と設定した旨発表した。

(注) 現金通貨流通高+市中の対中央銀行当座預金。

これに関する同行のコメントは次のとおり。

- 上記マネー・サプライ等の目標増加率6%は、適度な実質成長を達成し得ることを前提とし、景気回復に必要な通貨を供給すると同時に、一方でインフレ再燃抑制も可能とし得るよう策定された水準である。
- ただし、M<sub>1</sub>と中央銀行通貨量との関係が一定していない(75年1~10月平均の対前年同期比伸び率はM<sub>1</sub>が4%、中央銀行通貨量が10%)ので、今後仮に景気が順調に回復してM<sub>1</sub>が目標を大幅に上回る危険が生じる場合には、一応操作可能である中央銀行通貨量の伸び率を目標値にかかわらず低く抑え、これを通じてM<sub>2</sub>の増加率を引下げるとも考えられる。また景気が期待どおりに回復しない場合には、M<sub>1</sub>が目標値に達するように

オランダの主要経済指標

	1973	1974			1975					
		第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	8月	9月	10月	11月	
鉱工業生産*(1970=100)	118 ( 6.3)	121 ( 2.5)	120 (△ 0.8)	117 (△ 4.1)	114 (△ 6.6)	111 (△ 9.8)	111 (△11.2)	114 (△ 8.1)	114 (△ 6.6)	
失業者数*(千人)	110 ( 1.9)	135 ( 22.7)	156 ( 40.5)	174 ( 43.8)	190 ( 53.2)	207 ( 48.9)	207 ( 47.9)	210 ( 47.9)	211 ( 43.5)	211 ( 37.9)
賃金(1970=100)	143 ( 13.5)	168 ( 17.5)	175 ( 18.2)	185 ( 17.1)	189 ( 13.9)	198 ( 13.8)	198 ( 13.8)	198 ( 13.8)	199 ( 14.5)	
消費者物価(1970=100)	125.2 ( 8.0)	137.2 ( 9.6)	142.8 ( 10.9)	145.8 ( 10.5)	149.9 ( 10.3)	152.9 ( 10.6)	152.7 ( 10.7)	154.6 ( 9.9)	156.0 ( 10.3)	156.4 ( 9.4)
マネー・サプライ(M <sub>2</sub> 10億ギルダー)	57.19 ( 21.9)	68.66 ( 20.1)	68.66 ( 20.1)	70.45 ( 15.5)	74.37 ( 10.8)	71.96 ( 5.1)	72.95 ( 6.5)	71.96 ( 5.1)		
銀行貸出(対民間10億ギルダー)	33.84 ( 35.9)	42.73 ( 26.3)	42.73 ( 26.3)	44.08 ( 24.8)	44.82 ( 17.7)	45.78 ( 11.9)	45.11 ( 12.5)	45.78 ( 11.9)	46.23 ( 11.0)	
輸出(FOB)*(百万ギルダー)	5,573 ( 26.0)	7,327 ( 31.5)	7,545 ( 29.2)	7,099 ( 5.4)	7,232 (△ 2.4)					
輸入(CIF)*(百万ギルダー)	5,502 ( 18.9)	7,285 ( 32.4)	7,495 ( 27.4)	7,210 ( 9.0)	7,104 (△ 3.5)					
貿易収支*(百万ギルダー)	72	42	50	△ 111	128					
金外貨準備高(百万ドル)	6,547	6,957	6,957	7,196	6,760	6,818	6,925	6,818	7,196	7,049

(注) 1. カッコ内は前年(同期・月)比増減率。

2. \*印は季節調整済み計数。

3. 輸出入、貿易収支は月平均。

資料：OECD Main Economic Indicators 等。

中央銀行通貨量を拡大させる方向で政策を運営することとなろう。

◇スイス、為替報告義務を強化

スイス中央銀行は1月30日、金融機関に対し従来の為替報告義務(49年8月号「要録」参照)に加え、新たに次のような為替ポジション報告を同行に提出するよう要請した。

- 一般金融機関については、月末営業日における国内本支店ごと(従って海外の支店等を含まず)のネット・ポジション。ただしスイス中央銀行の要請がある場合には、月末営業日以外の時点についても本報告を提出しなければならない。
- 国際的範囲で裁定取引を行っている金融機関については、毎週末時点における通貨建別のネット・ポジション。ただし、当該期間中のネット・ポジションの変化が10百万スイス・フラン以下の場合には報告を要しない。

◇オランダ、公定歩合を引下げ

- オランダ銀行は1月30日、基準割引歩合を0.5%引

下げて4%とし(約束手形割引歩合ならびに担保貸付利子歩合は各1%引下げ)、2月2日から実施する旨発表した。今回の公定歩合引下げは昨年9月15日以来4か月半ぶりの措置である。

新レートは次のとおり(カッコ内は旧レート)。

#### 割引歩合

為替手形および政府証券 4.0%(4.5%)

約束手形 4.5%(5.5%)

#### 当座貸越および担保貸付利子歩合

個人・私企業向け 5.5%(6.5%)

その他 4.5%(5.5%)

本措置につきオランダ銀行は、「最近における海外金利の低下傾向およびこのところギルダーがスネークの上限に張付いていることが直接の背景」とコメントしている。なお最近の同国経済は、景気がようやく底入れし、物価上昇率も鈍化傾向にあるが、賃金コストの上昇を主因に企業収益の悪化が著しく、投資意欲は沈滞している。

2. これに先立ち同行では1月1日、72年3月以来実施してきた①非居住者定期預金の受入禁止措置および②同要求払預金に対する付利禁止措置(47年4月号「要録」参照)を撤廃した。

#### ◇ベルギー、新価格規制を実施

1. ベルギー政府は昨年12月22日、現行物価凍結措置(50年10月号「要録」参照)の期限切れ(75年末)に伴い、本年1月1日以降次のような価格規制を新たに実施する旨決定した。

(1) 値上げを希望する企業(生産者および輸入業者)は経済省に対し値上げ申請書を提出する。これに対し経済省は申請受理後3か月以内に値上げの認可、値上げ幅の縮小勧告あるいは値上げの不認可を決定する。

(2) 経済省は、値上げ幅縮小勧告ないしは値上げ不認可通告後2か月以内に、当該企業との協議による適正値上げ幅の決定ないしは一方的な最高価格の設定を行うことができる。

2. 今次措置は、これまで物価凍結を繰返し延長実施してきた当局の物価抑制姿勢がかなり弾力化したことを示すものであるが、その背景としては以下の事情が挙げられよう。すなわち、①物価が引き続き高水準ながらも、このところやや落着き傾向にあること(消費者物価前年同月比上昇率、10月+11.2%→11月11.2%→12月11.0%)、②一方企業収益はかなりの悪化が見込まれていること(ちなみに同国の有力市中銀行であるKrediet Bankの調査<昨年12月15日実施>によれば、75年度<暦年>の

工業部門の企業収益<純利益>は、全体としてみると前年比5割方減益となっており、特に不況の影響の大きかった鉄鋼、非鉄、化学等の基礎資材部門には、ほとんどの企業が赤字を計上したとされている)、などである。

#### ◇ベルギー、設備投資減税法の対象期間を延長

1. ベルギー政府は昨年12月22日の閣議において、設備投資減税法(75年6月29日付法律として制定、公布)の対象期間を本年6月末まで延長することを決定した。同法では、金融機関以外の民間企業に対し、昨年7月1日以降12月末までの対象期間中にベルギー国内で実行された設備投資額の15%相当額を法人税から控除し得ることを認めていた(50年5月号「要録」参照)。今次決定により、本年6月末までに実行される設備投資についても同様の減税措置が適用されることとなったわけである。

2. 今次決定に際し、ドクレルク蔵相は「ベルギー経済が停滞を続けている現状にかんがみ、引き続き設備投資を奨励することが適当と判断した」旨説明している。ちなみにO E C D のベルギー経済見通し(昨年12月発表のエコノミック・アウトロック)によれば、76年の実質G N Pは+0.5%(75年実績見込み-2.5%)、総固定資本形成は-1.75%(同一-2.75%)となっている。

#### ◇デンマーク、特別預金制度の導入および新種預金証書の発行

デンマーク中央銀行は75年10月末、概要以下のような特別預金制度の導入および新種預金証書の発行等過剰流動性吸収策を発表した。本措置は、76年3月末までの本会計年度残余期間中に財政払超額が約60億クローネにも上り、金融機関の流動性が急増するとみられるに至ったため採られたものであり、政府および市中銀行代表間で協議のうえ決定された。

##### (1) 特別預金制度の導入

商業銀行および貯蓄銀行は、①75年9月30日現在預金残高の3%または75年3月31日から9月30日までの預金増加額の24%に相当する額、および②75年10月31日以降76年3月31日までの各月中預金増加額の12%相当額を中央銀行に預入する。預入は第1回が11月20日に、以後毎月1回行われることとするが11、12月に約22億クローネを吸収し、残り10億クローネを76年1~4月に吸収する。なお預入期間は無期限とし、4%の利子が付される。ただしこれは公定歩合(75年8月18日以降7.5%)の変更に伴い最低2.0%から最高6.0%の範囲内で変更させるものとする。

##### (2) 新種預金証書の発行

同証書は91日満期で譲渡可能、ただし期前償還は原則として行われない。従来は、中央銀行が利回りを決定していたが、今後は入札するものとし、これには銀行および証券業者が参加による(中央銀行は毎週の発行額と最低応札価格を決定)。なお同証書は、11月5日(1億クローネ)および10日(2億クローネ)に発行されている。

#### ◇スウェーデン、公定歩合を引下げ

スウェーデン中央銀行は1月29日、公定歩合を0.5%引下げて5.5%とし翌30日以降実施する旨発表した。公定歩合の変更は前回の引下げ(75年8月、7.0→6.0%)以来ほぼ半年ぶりである。

今次引下げにつき同行では、「最近の国内経済不振と海外金利低下傾向等にかんがみて行ったもの」と説明し

ている。

#### ◇ノルウェー、ノルドリ内閣の成立

ノルウェーでは1月14日、プラデリ前内閣(1月9日総辞職)の後を受けてノルドリ内閣(労働党の単独政権)が成立した。新内閣の構成は別表のとおりであり、前内閣15閣僚のうち7名が留任するなど、目立った変化は見られない。

なお前内閣の総辞職は、昨年9月の労働党大会においてすでに決定されていたものである。

##### ノルドリ内閣の閣僚名簿

首 相	オドヴァル・ノルドリ
外 相	クスト・フィーデンルンド(留任)
蔵 相	ペール・クレッペ(留任)
法務相	インゲル・ルィーズ・バレ(留任)

#### スウェーデンの主要経済指標

	1973年	1974年			1975年				
		第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	8月	9月	10月	11月
鉱工業生産*(1970=100)	111 ( 6.7)	118 ( 6.3)	119 ( 3.5)	120 ( 1.7)	115 (△ 4.2)	116 (△ 2.5)	119 (△ 3.3)	115 (△ 4.2)	116 (△ 5.7)
小売売上高*(1970=100)	125 ( 9.7)	152 ( 21.6)	157 ( 8.3)	160 ( 17.6)	169 ( 11.2)	182 ( 11.7)			
失業率(%)	2.5	2.0	1.7	1.8	1.5	1.5	1.6	1.8	1.7
失業者数(千人)	98 < 107>	80 < 98>	69 < 93>	71 < 101>	63 < 73>	65 < 79>	67 < 82>	76 < 83>	72 < 76>
時間当たり賃金(1970=100)	134.2 ( 8.4)	149.0 ( 11.0)	155.3 ( 13.4)	158.4 ( 13.7)	162.9 ( 8.0)	177.8 ( 17.8)	177.8 ( 18.5)	180.9 ( 18.7)	182.3 ( 19.0)
消費者物価(1970=100)	122 ( 7.0)	133 ( 9.0)	139 ( 11.2)	141 ( 8.5)	144 ( 9.9)	149 ( 12.0)	149 ( 12.0)	149 ( 11.2)	151 ( 9.4)
卸売物価(1970=100)	121 ( 11.0)	151 ( 24.8)	157 ( 21.7)	160 ( 11.0)	161 ( 7.3)	162 ( 5.2)	162 ( 4.5)	163 ( 5.2)	164 ( 5.1)
輸出*(F O B)	4,424 月平均 ( 27.2)	5,869 ( 32.7)	6,178 ( 29.7)	6,021 ( 15.6)	6,174 ( 4.1)	5,702 (△ 9.0)	4,810 △26.6	6,255 ( 1.2)	5,808 △12.7
輸入*(C I F)	3,866 ・ネ ( 20.1)	5,837 ( 51.0)	6,292 ( 43.5)	6,378 ( 34.4)	6,381 ( 10.9)	6,092 (△ 8.3)	5,703 △19.6	6,190 (△ 5.1)	6,051 (△ 3.1)
貿易収支*	558 百万 < 261>	32 < 558>	△ 114 < 385>	△ 357 < 489>	△ 207 < 141>	△ 390 △ 407	△ 893 △ 540	64 △ 336	△ 250 △ 586
金・外貨準備(期末・百万ドル)	2,528 <1,575>	1,735 <2,528>	1,735 <2,528>	1,828 <2,287>	2,387 <1,787>	2,781 <1,656>	2,777 △ 1,649	2,781 △ 1,656	2,863 △ 1,667
マネー・サプライ $M_2$ (期末・10億クローネ)	78.90 ( 15.3)	102.51 ( 29.9)	102.51 ( 29.9)	107.95 ( 28.5)	109.43 ( 30.2)	112.85 ( 11.6)	112.10 ( 12.1)	112.85 ( 11.6)	

(注) 1. \* は季節調整済み計数。

2. カッコ内は前年同期(月)比増減(△)率、< >内は実数。

資料: OECD, Main Economic Indicators.

IMF, International Financial Statistics.

漁業相 エイヴィンド・ボレ(留任)  
 工業相 ビャルトマル・イエルデ(前教育宗教相)  
 商務相 ハルバルド・バッケ  
 通信相 ラグナル・クリスチャンセン  
 環境相 グロー・ハールレム・ブルントラント  
 (留任)  
 無任所相 イエンス・エヴァンセン(留任)  
 自治相 ライフ・アウネ(留任)  
 消費政務相 アンネマリー・ローレンツェン  
 (前通信相)  
 農業相 オスカル・オクスネス  
 教育宗教相 ショルブ・エゲラント  
 社会相 ルース・リステ  
 国防相 ロルフ・ハンセン

◇ノルウェー、外国人労働者に対する入国禁止措置の実施期間を延長

ノルウェー政府は昨75年12月12日、外国人労働者に対する入国禁止措置の実施期間を延長する旨発表した。これにより本措置(75年1月発表)の実施期間(75年2月1

日から76年1月31日まで)は6か月延長され76年8月1日までとされた。

本措置は同国において労働許可を要する外国人(他の北欧諸国は適用外)に対して適用されるものである。

なお本措置に関し同国政府は「外国人労働者の国内における生活条件改善を主たる目的としたもの」と説明している。

◇ アイルランド政府、賃金凍結を要請

アイルランドの Cosgrave 首相は昨75年12月10日、ラジオ・テレビ放送を通じ、全労働者を対象として76年3月ないし6月以降少なくとも76年末までの間賃金引上げを自粛するよう要請した(注)。同首相の演説内容はおよそ次のとおり。

「(1) 最近のような急激な賃金上昇(年率約3割)が今後も続く限り、アイルランドの国際競争力は失われ、輸出減退・失業増大といった不幸な事態を招くことになる。政府としてはかかる事態を放置することはできない。

(2) 75年の財政部門の借入所要額は7億ポンドを上回

アイルランドの主要経済指標

	1973年	1974年		1975年				
		第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	9月	10月	11月
鉱工業生産指数*(1970=100)	119 ( 9.2)	123 ( 3.4)	119 (△ 0.8)	116 (△ 8.7)	115 (△ 7.3)			
小売売上高(週平均)*(1970=100)	148 ( 17.5)	168 ( 13.5)	175 ( 13.6)	183 ( 15.8)	192 ( 16.4)	200 ( 18.3)	208 ( 21.6)	212 ( 21.1)
失業率(%)	7.2 < 8.1>	7.9 < 7.2>	8.9 < 6.7>	12.0 < 7.8>	12.1 < 7.3>	12.2 < 7.4>	12.3 < 7.7>	12.4 < 8.1>
失業者数(千人)	44.0 < 48.2>	48.1 < 44.0>	55.9 < 43.0>	68.8 < 43.2>	75.1 < 45.5>	78.2 < 48.6>	79.3 < 50.8>	79.8 < 52.7>
時間当たり賃金(1970=100)	159 ( 19.5)	191 ( 20.1)	207 ( 23.2)	222 ( 29.1)	241 ( 28.2)			
消費者物価(1970=100)	131.8 ( 11.3)	154.2 ( 17.0)	164.5 ( 20.0)	177.7 ( 23.8)	188.5 ( 24.4)	187.1 ( 18.9)		192.2 ( 16.8)
輸出*(FOB)	72.4 百万ポンド	93.7 ( 29.4)	102.9 ( 25.0)	107.4 ( 24.3)	109.4 ( 21.4)	122.9 ( 29.5)	126.0 ( 35.6)	151.0 ( 58.8)
輸入*(CIF)	94.9 月平均	135.5 ( 42.8)	131.6 ( 27.0)	135.6 ( 10.1)	133.3 (△ 6.5)	140.5 ( 3.7)	143.9 ( 1.4)	143.8 ( 6.6)
貿易収支*	△ 22.5 △ 16.6>	△ 41.8 △ 22.5>	△ 28.7 △ 21.3>	△ 28.2 △ 36.8>	△ 23.9 △ 52.5>	△ 17.6 △ 51.0>	△ 17.9 △ 49.0>	7.2 △ 39.8>
外貨準備(期末・百万ドル)	1,025 <1,126>	1,267 <1,025>	1,267 <1,025>	1,228 <1,046>	1,337 < 968>	1,334 <1,175>	1,334 <1,175>	1,330 <1,216>
								1,345 <1,241>

(注) 1. \*印は季節調整済み。

2. カッコ内は前年同期(月)比増減(△)率、< >内は前年実数。

資料: OECD, Main Economic Indicators; IMF, International Financial Statistics.

る見込みであるが、国民の全ての要求を満たすとすれば、76年には借入所要額が13億ポンドにまで増加しよう。政府は借入れを抑制するため、雇用面に悪影響を及ぼさない範囲で財政支出を削減する方針であり、また増税措置も検討する。」

なお上記首相の要請に対し労働組合では、76年度予算(会計年度は暦年ベース)案が発表されるまでは何らコミットできないとしているところ伝えられる。

(注) アイルランドでは、通常労使間の中央団体交渉によって賃金協定(National Pay Agreement)が締結される。

#### ◇オーストリア、第2次公定歩合引下げ等を決定

1. オーストリア中央銀行は1月22日、公定歩合を6%から5%へ、ロンバード貸付利率を6.5%から5.5%へそれぞれ1%引下げ、翌23日から実施する旨決定し、発表した。同行では本件に関し次のようにコメントしている。

「今回の措置は、最近における内外短期金利の低下や、各国の公定歩合引下げに追随したものであるが、あわせて国内企業の金利負担軽減を通じて輸出および設備投資が回復し、景気情勢の好転に寄与することを期待している。」

2. 同行は上記措置に加え、本年4月に期限切れとなる輸出振興貸出(同行適格輸出手形再割引)を限度なく据置(75年5月以降40億シリング)のまま本年末まで延長することを決定、発表した。

3. なおオーストリア政府も1月20日、景気刺激を図るため、総額約110億シリングの財政措置を内定した旨発表した。その内訳は、建設業を主な対象とする支出(30億シリング)、投資税(現在4%)の撤廃(35億シリング)、建設投資の割増償却(30~35億シリング)等である。

#### ◇オーストリア、対外取引規制を緩和

オーストリア中央銀行は75年12月30日、対外取引規制(72年11月29日以降実施、75年6月20日一部緩和<50年7月号「要録」参照>)を緩和し、76年1月1日から実施する旨決定、発表した。同行のコミュニケーションによれば、今回の緩和対象となる取引は次のとおりである。なお本措置は、このところの国際通貨情勢の落着きをながめ、国内景気の浮揚を図るために採られたものと一般に受止められている。

- (1) 非居住者による国内新規企業の設立および資本参加(ただし同行の指定する特定業種を除く)。
- (2) 非居住者による国内証券の取得。
- (3) 非居住者による短期商業信用供与(輸入取引において

て、通常の商慣習の範囲内でのファイナンス)。

#### ◇ポルトガル、金売却を発表

ポルトガル大蔵省は1月6日、市場での金売却を決定、発表した。売却量(価格不詳)は4トンで、同国保有の金準備約800トンのうちのおよそ0.5%に相当する。

なお本措置は、国際収支の赤字(赤字幅、74年160億エスクード、75年1~9月174億エスクード)に対処して採られたものとみられている。

#### ◇南アフリカ、IMFとスタンダード・バイ取決めを締結

1. IMFは1月21日、南アフリカ政府に対する総額80百万SDR、期間12か月のスタンダード・バイ取決めを承認する旨発表した。本措置は「南アフリカの国際収支ポジションの強化を目指す給需要抑制策を支援するため」とされている。

2. 南アフリカがIMF借入を要請した背景には、主要輸出品である金価格の低落や貿易相手国の不況などから輸出が伸び悩み気味となっている反面、国内需要の拡大や輸入価格の上昇などから輸入が著しく増加したため、75年の貿易収支が1,750百万ランドの赤字と前年(870百万ランドの赤字)比大幅に悪化する見込みであり、この間投機的な短資流出もみられ75年6月および9月の二度にわたってランド切下げを行なったこと(50年7月号および10月号「要録」参照)が挙げられる。なお外貨準備は公的借入等の増加から75年1~11月間に970万ドル増加し、11月末残高は1,256百万ドル(輸入の約1.6か月分)となっている。

### アジアおよび大洋州諸国

#### ◇韓国、物価安定・公正取引法の成立

物価安定および公正取引に関する法案が12月18日国会で可決され、関係施行令の制定を待つて本年2月ごろ発効することとなった。同法は根強い物価の騰勢(75年中ソウル消費者物価+27.3%)に対処する見地から従来の物価安定に関する法律と、これまで施行が検討されてきた公正取引法案を統合したもので、全文31条および付則からなっている。同法の骨子は次のとおり。

- (1) 政府は急激な価格変動を防止するため主要商品の価格、料金等につき、取引段階別および地域別に最高価格を設定することができる。
- (2) 主務部長官は必要に応じ、大統領令の定めるところに従い価格・料金の表示を命じることができる。
- (3) 公共料金の変更は、閣議の審議を経て大統領の承認

- を、また地方自治体が公共料金を引上げる場合は経済企画院長官の承認をそれぞれ受けなければならない。
- (4) 独寡占事業者は、その価格・料金の決定または変更を行う場合、主務部長官に申告しなければならない。主務部長官は申告が不适当であると認定した場合、その変更を命じることができる。
- (5) 競争秩序のかく乱、買占め壳惜しみ、誇大広告等の不公正取引行為および協約、決議などの方法による競争制限行為を原則的に禁止する。やむをえない理由により競争制限行為を行う場合は、大統領令の定めるところによりその内容を明示し主務機関の許可を受けなければならない。
- (6) 政府は物価の急激な高騰と物資の供給不足により国民生活の安定と経済の円滑な運営が妨げられるおそれのある場合、大統領令の定めるところに従い、5か月間に限って、関係事業者等に対し生産計画の変更、輸出入の調節等の緊急需給調整措置(命令)を講ずることができる。
- (7) 経済企画院長官を委員長とする物価安定委員会を設置する(委員数17人以内)。

#### ◇香港、Deposit-Taking Companies Ordinance の成立

香港では、Deposit-Taking Companies Ordinance(通称ファイナンス・カンパニー規制法)が1月8日成立、本年4月1日から施行されることになった。同法の主要点は次のとおり。

- (1) 規制の対象…… deposit-taking company. すなわち預金(注1)(借入金を含む)受入れ業務を行う会社(注2)。
- (2) 規制の内容

- イ. 会社の登録… deposit-taking company として登録しない限り預金受入れ業務を行うことができない(ただし、条例施行当時すでに預金受入れ業務を行っている会社については3か月の経過期間を認めること)。
- ロ. 資本金の最低限度額… 授権資本5百万香港ドル、うち払込資本金2.5百万香港ドル(経過期間2年)。
- ハ. 預金受入れ額… 1件5万香港ドル以上。
- ニ. 大口貸出の制限… 同一人または同一会社(関連会社も含む)に対する貸出の限度額は、払込資本金および準備金の25%以下(ただし、銀行および登録deposit-taking companyとの取引、銀行監督官が認める a form of guarantee によってカバーされる範囲の取引、同条例施行前に開始した取引等は適用除外)。

- (3) その他… 損益計算書、貸借対照表等を毎年銀行監督

官に提出する義務が課せられる。

(注1) ただし銀行条例に抵触する、期間3か月以内の預金受入れ等は行えない。

(注2) 会社条例に基づいて設立された会社(ただし、免許銀行や信託会社等を除く)で、投融資業務を主たる業務とするもの。

香港では、ここ数年来ファイナンス・カンパニーの設立が目立ち、一方、国際金融市場の混乱も見られたため、香港を国際金融市場としてより一層発展させていくためには、これまでの会社条例による限り設立が全く自由の状態を改め、預金者保護を確実にする必要があり、規制に踏切ったもの。

#### ◇タイ、米の輸出税および輸出プレミアムを引下げ

タイ政府は、1月21日、米の輸出税を10%から5%に引下げ、さらに1月22日、米(蒸し米など一部を除く)の輸出プレミアムを以下のとおり引下げた。同国では、米の輸出不振に対処して、すでに昨年6月および12月に輸出プレミアムを、11月には輸出税を、それぞれ引下げているが、米の輸出環境が引き続き不芳であることから、輸出業者の要望に応えて、今次措置を追加実施したもの。

#### タイ米の輸出プレミアム

	旧 パーツ/トン	新 パーツ/トン		引下率 %
		白米(碎米混入率 0%)	700	
〃 (〃 5%)	900	700	22.2	
〃 (〃 10~20%)	700	500	28.6	
〃 (〃 25~45%)	500	400	20.0	
玄米(〃 0~5%)	700	450	35.7	
〃 (〃 10~25%)	500	400	20.0	
もち米(〃 10%)	700	400	42.9	

#### ◇インドネシア、1976年度予算案を発表

インドネシア政府は1月7日、1976年度(76年4月～77年3月)予算案を議会に提出した。本予算案は76年度中の石油生産が伸び悩むものと予想されることを主因に、予算総額が前年度比+29%の増加と、前年度(+73%)、前々年度(+83%)に比べかなり抑制型となっているが、開発支出については、巨額の外国援助受入れを期待して、引き続き大幅増加を予定している点が特徴。

本予算案の概要は次のとおり。

- (1) 歳入は、総額3兆5,206億ルピアと前年度比+28.7%の増加にとどまっている。これは、ブルタミナの経営不振等から、石油会社税が前年度比+7.6%の微増、また輸入税も輸入抑制等から前年度並みとみられることなどから、販売税、消費税の大幅増加にもかかわらず、経常収入が前年度比+12.3%の増加にとどまるこ

とが主因。この間、外国援助の受入れは、プロジェクト援助を中心に、前年度比3倍の7,174億ルピア(約17億米ドル)が見込まれており、この結果、歳入総額に占める外国援助の割合は20.4%(前年度8.7%、前々年度13.6%)と大幅に上昇。

(2) 岁出総額は、歳入面の事情から抑制気味となっており(引き続き収支均衡を維持)、このため、人件費、物件費等の経常支出は小幅増額(同+9.1%)にとどめられている。しかしながら、開発支出については、第3次5か年計画(74年度~78年度)の達成を目指し、電力部門、運輸・観光部門(通信を含む)を中心に、かなりの増額(前年度比+51.4%)となっている。

### インドネシアの1976年度予算案

(単位・億ルピア)

		1976年度	前年度比 増減(△)率
歳 入	経常収入	28,032	12.3
	うち石油会社税	16,565	7.6
輸入税		2,233	0.9
外国援助受入れ		7,174	200.7
計		35,206	28.7
歳 出	経常支出	16,003	9.1
	うち人件費	6,448	7.0
物件費		3,129	17.1
地方自治体交付金		3,070	9.9
開発支出		19,203	51.4
うち農業部門		3,738	18.6
電力部門		2,100	125.1
鉱工業部門		1,672	48.1
運輸・観光部門		4,156	165.6
教育・文化		1,423	19.0
地域開発		1,221	△ 27.6
計		35,206	28.7

### ◇バングラデシュ、新投資政策を発表

バングラデシュ政府は昨年12月7日、民間の新規投資に対する優遇措置、民間投資限度額の引上げ等を内容とする新投資政策を発表した。概要は次のとおり。

#### (1) 新規民間投資に対する優遇措置の実施

民間の新規投資に対して免税等の優遇措置をとるほか、未開発地域の特定企業に対しては電力料金面で優遇する。さらに、農業および輸出関連企業に対してはBangladesh Shilpa Bank(国立産業銀行)の融資を強

化する。

ただし、Bangladesh Silpa Bank等の融資による新規投資については、①一定の融資額(Bangladesh Shilpa Bankによる融資の場合10百万タカ、Bangladesh Small Industries Corporationによる融資の場合1百万タカ)を超える場合、あるいは②原材料輸入依存度が20%以上の場合、同国投資委員会(Investment Board)の認可を必要とする。

#### (2) 新規民間投資の限度額を引上げ

民間部門の1件当たり投資限度額を従来の3,000万タカから1億タカ(約7百万米ドル)に引上げる。

#### (3) 証券取引所の再開

National InvestmentやTrust Investment Corporation of Bangladeshを再建し、これを通じて証券取引所を再開する。

同国では、71年末の独立後の混乱とそれに伴う外国資本投資の激減や73年の石油危機等により主要産業(ジュート)を中心に輸出不振、生産停滞に見舞われている。今回の措置は、従来の社会主義的な経済政策を一部改め、民間部門の活用により生産力の回復・増強を図ることをねらったものとみられている。

### ◇スリランカ、1976年度予算成立

スリランカでは、昨年12月、1976年度(1~12月)予算が成立した。本予算の規模は前年度比+6.5%と前年度当初予算(同+24.6%)に比べかなり緊縮型となっている。同国パンダラナイケ蔵相は、当予算演説において、これまで大きな財政負担となっていた福祉関係支出を削減する一方、経済開発の重点を農業、とりわけ穀物生産の増大に置くほか、民間投資を活発化するねらいから外国系銀行の新規進出を歓迎することなどの政策運営方針を明らかにした。なお米などの農業生産増大を主因に1976年の実質経済成長率は5%と昨年(実績見込み3.4%)を上回ることが見込まれている。

本予算の概要は次のとおり。

#### (1) 岁入面

たばこ消費税の引上げ等の増税措置が採られるものの、給与所得者の非課税限度額引上げやココナッツ製品の輸出税廃止等減税措置の実施が予定されていることから、経常収入は総額56.4億ルピー(前年度比+14.6%)と前年度の伸び(同+18.6%)を下回ることになった。また、歳入不足を補うため総額23億ルピーの経常収入外資金調達(うち外国援助10億ルピー)を見込んでいる。

#### (2) 岁出面

経常支出は、稻作やプランテーション作物の肥料に対

する補助金支出など農業関連支出が増加する一方で、福祉の見直しに伴い食糧補助費が削減されることから、伸び率は前年比+10.4%にとどまり、資本支出も含めた歳出全体の伸び(前年度比+6.5%)は前年度(同+18.6%)を大きく下回っている。

### スリランカの1976年度予算

(単位・百万ルピー)

		1975年度 (実績) (見込み)	1976年度	前年度比
歳入	経常収入	4,926	5,643	14.6
	経常収入外	2,527	2,300	△ 2.8
	うち外国援助	1,189	1,000	△ 15.9
	計	7,453	7,943	6.5
歳出	経常支出	4,939	5,455	10.4
	資本支出(注)	2,514	2,486	△ 1.1
	計	7,453	7,941	6.5
取支じり		0	2	—

(注) 債務返済、減債資金を含む。

### ◇豪州、支払準備率引上げ等を実施

豪州政府および準備銀行は、1月7日と22日、過剰流動性を背景としたインフレ圧力を減殺する一方、長期化する不況に対処するため、次のような一連の措置を発表した。

- (1) 商業銀行の支払準備率を引上げる(6.6→7.6%、1月16日実施)。
- (2) 商業銀行の流動資産保有比率(注)を引上げる(18→23%、2月1日以降実施)。
- (注) 現金+大蔵省証券+連邦債/総預金。
- (3) 個人、小口投資家を対象に貯蓄債券を発行する(期間最長7年、金利10.5%、2月1日以降実施)。
- (4) 主要商業銀行の小口当座貸越(10万豪ドル以下)最高金利(注)を引下げ(11.5→10.5%、2月1日以降実施)。
- (注) 10万豪ドルを超える当座金利は、各行の自由裁量に任されていて、従来同様これに連動的見込み。

同国では、景気が不振の域を脱していない一方、財政赤字等により商業銀行の流動性比率が引き続き高水準(75年8月+26.8%、11月+27.7%)で、またマネー・サプライも一段と増勢を強め(M<sub>3</sub>残高の前年比、75年6月+15.2%→同年10月+21.8%)、消費者物価上昇率も依然高い(75年9月末+12.1%)ことなどから、いわゆるスタグフレーションが顕著となっているため本措置が採られたとみられる。

### ◇ニュージーランド、輸入預託金制度を実施

ニュージーランド政府は1月26日、輸入預託金制度を発表、2月2日から実施した。同国では、75年8月に為替レートの大幅切下げを行った後も、貿易収支の改善がはかばかしくなく(75年9月~11月中199百万NZドルの赤字)、最近は、消費財を中心とする不要不急物資の輸入に増加の動きがうかがわれるところから、これらの輸入抑制をねらいとして本制度を実施したもの。

輸入預託金制度の概要は以下のとおり。

- (1) 対象品目…ワインおよび蒸留酒、印刷紙およびフィルム、家庭用食器類・ガラス製品、貴金属、船外モーター、タイプライター、加算機、コンピューター、複写機、時計、骨とう品、家庭用ミシン、トラクター、土木建設用機械、荷役機械等(ただし、100NZドル以下の小口貨物、旅客の荷物・手回り品は除く)。
- (2) 預託金額…輸入金額の3分の1相当額。
- (3) 預託先…ニュージーランド準備銀行の預託金口座。
- (4) 預託期間…6か月。
- (5) 預託金利…無利子。
- (6) 借入れ規制…輸入預託金手当てのための商業銀行からの借入れは禁止。
- (7) 実施期間…2月2日から1年間。

## 共産圏諸国

### ◇ソ連、ハンガリー向け原油輸出価格を引上げ

ハンガリー社会主義労働者党機関紙(ネープサバチャーグ)によれば、ソ連は76年のハンガリー向け原油輸出価格を8.0%かた引上げた(トン当たり37→39.95ルーピル)。なお、未公表ながら、その他コメコン諸国向け輸出価格についても、ほぼ同率の値上げが実施されたものとみられている。

今回の措置は、原油の域内取引価格と国際市場価格を勘案して毎年改訂するとのコメコン執行会議(75年1月)の決議に基づき実施されたもので、昨年1月の引上げ(ハンガリー向け、トン当たり16→37ルーピル、値上げ率131%)に続く第2回目のものである。新価格は過去5か年の国際市場価格の平均(昨年1月の引上げは前3年間の平均)に基づいて決定され、国際市場価格と比較してなお4割程度割安となっている。しかし、今回の措置が①前年の大幅値上げの後を受けて行われたものであるうえ、②コメコン諸国とのソ連石油に対する依存度が極めて高い(ルーマニアを除く東欧5か国の74年の対ソ石油輸入依存度は9割強で輸入量は59百万トン)ことなどから、これら諸国の貿易収支、国内価格面等に及ぼす影響はか

なり大きいものとみられている。なおソ連は本措置のコメコン諸国に及ぼす影響緩和のため、これら諸国からの一部輸入品の値上げに応じたと伝えられる。

#### ◇ポーランド、第5次5か年計画を発表

ポーランドの第5次5か年計画(76~80年)案が、去る12月に開催されたポーランド統一労働者党第7回大会で承認された。同国は、前計画期間中、積極的な工業化投資と西側資本・技術の導入により、高度成長(国民所得年平均増加率、10.1%、計画同6.7~6.8%)を達成した。しかし近年、外貨事情の悪化、労働力不足などが顕現化、今後はこうした成長要因が一層増大することが見込まれていることから、本計画は前計画実績見込みを大幅に下回る控えめなものとなっている。概要次のとおり。

- (1) 工業生産は、耐久消費財(年平均増加率12.5%)、化学(同11.2%)、機械(同10.8%)等の増産を中心に、年平均8.2~8.4%増と前計画と同率の伸びを見込み、80年には国民所得に占める工業生産のウェイトを62%(75年58%)に引き上げる。
- (2) 農業部門では、食肉、野菜、果物等の増産が強調されているが、全体としては年平均2.8~3.0%増と前計画(同3.4~3.9%増)を若干下回る伸びを予定。
- (3) 国民所得は、工業生産の伸長を映して、年平均7.0~7.3%増と前計画(同6.7~6.8%増)比若干高めに設定されている。
- (4) 投資は、国家財政面からの制約から年平均6.5~7.0%増と前計画(同7.3%増)および同実績見込み(同13.6%増)を大きく下回っており、このため、生産設備の近代化、輸出産業の育成、国内天然資源開発等に重点配

#### ポーランドの主要経済指標

(年平均増加率・%)

	第3次 (1966~ 70年) 5か年 計画実績 合計	第4次 (1971~ 75年) 5か年 計画	同実績 見込み	第5次 (1976~ 80年) 5か年 計 画
国民所得	6.0	6.7~6.8	10.1	7.0~7.3
工業生産	8.4	8.2~8.4	11.6	8.2~8.4
農業生産	2.9	3.4~3.9	4.1	2.8~3.0
投資	8.1	7.3	13.6	6.5~7.0
1人当たり実質賃金	2.5	3.2~3.4	7.0	3.0~3.4
小売売上高	6.2	7.4	12.3	n.a.
貿易	9.3	9.4	22.4	n.a.
輸出	9.7	9.2	20.4	14.9
輸入	8.9	9.7	24.2	n.a.

(注) 5か年計画はいずれも党大会決議による。

分される予定。

- (5) なお貿易については、引き続きコメコン域内分業体制を推進する一方、国内産業の近代化合理化のため、西側先進諸国との貿易・協力関係の強化を志向。

#### ◇ハンガリー、外貨交換レート制度を一部変更

ハンガリー国立銀行は1月1日、同国通貨フォリントの外貨交換レートの一部変更を発表、即日実施した。

##### 1. 概要

- (1) 従来の外貨交換レートのうち基本レート(1ドル=8.51フォリント、統計用にのみ使用)を廃止し、商業レート(貿易に適用)と非商業レートの2本立てとする。
- (2) 商業レートに適用されていたプレミアム制度を廃止し、同レートを西側主要国通貨に対して平均3%かたて下げることとする。
- (3) 非商業レートを同3%かたて上げる。

(例)	主要通貨	新レート フォリント	旧レート フォリント	切上げ・ 下げ(△)率 %	
				商業レート	非商業レート
1,000円	商業レート	135.40	n.a.	—	—
	非商業レート	67.70	69.08	2.0	—
1米ドル	商業レート	41.30	n.a.	—	—
	非商業レート	20.65	20.44	▲1.0	—
1西ドイツマルク	商業レート	16.13	n.a.	—	—
	非商業レート	8.07	8.54	5.8	—
1ルーピル	商業レート	35.00	n.a.	—	—
	非商業レート	14.75	13.04	▲11.6	—

##### 2. 背景

同国では、国内経済開発の推進を映じた輸入急増から、対西側貿易収支が74年中大幅赤字となり、75年にはさらに悪化している。一方域内貿易収支も、ソ連石油等エネルギー資源の輸入価格高騰(75年初の平均値上げ率、52%)から、75年に入り赤字転落を余儀なくされているといわれる。今回の措置は、こうした状況下、輸出促進と観光収入(外貨受取り)の増加を合わせねらうとともに、外貨交換制度の簡素化を図ったものとみられている。

(注) ハンガリーの貿易収支(単位百万ドル・基本レートによる換算)

	1973年	1974年	1975年1~9月
対資本主義国	▲46	▲703	▲753
対社会主義国	564	256	▲278
合計	518	▲447	▲1,031

(資料: Eastern Europe Report Jan. 9.1976)

#### ◇ハンガリー、1976年経済計画を発表

ハンガリー政府はこのほど、76年経済計画を発表した。同国経済は、75年中、投資増大によりほぼ計画どおりの

成長を達成したものの、対外面で大幅な貿易赤字を計上したことを見込んで、本計画では、国内消費・投資の抑制、貿易赤字の縮小に重点を置いている。概要次のとおり。

- (1) 工業生産は、前年実績比6.0%増と前年実績見込み(同5.2%増)を若干上回る伸びを設定、主として未完成工事の促進等によりその達成を図ることとされている。
- (2) 農業生産は、前年比3.5~4.0%増とほぼ前年計画並みの目標を設定。
- (3) 国民所得の伸びは、5.0~5.5%と前年計画と同率を見込んでいる。しかし本年は、輸出増大を図る見地から、国内支出を極力抑制する方針(国内消費・投資、前年実績比3.0%増)に転じたため、労働者賃金の上昇率はわずか1.5%(前年実績5.5%)にとどめられている。
- (4) 投資は、税収鉛化、財政補助金の増加等による財政ひっ迫化予想から、前年実績比2.1~3.4%増と前年実績見込み(同16~20%増)を大幅に下回っている。
- (5) 小売物価上昇率は、前年実績(3.5%)を若干上回る4.5%に設定。もっとも本年1月、国内消費抑制と財政補助金削減のため、広範かつ大幅な価格引上げ(値上げ率、石油・ガス25~35%、セメント24%、木材23~40%、食肉32%等)を実施しており、目標達成は困難とみられている。
- (6) 貿易は、前年、域内貿易・対西側貿易双方で大幅赤字を計上したことから、本年は輸出促進、輸入抑制を図り、貿易収支改善に注力する方針。

#### ハンガリーの主要経済指標

(前年比増加率・%)

	1974年 実 績	1975年 計 画	同 実 績 見 込 み	1976年 計 画
國 民 所 得	7.0	5.0~5.5	5.0	5.0~5.5
うち 国内支出分	n.a.	n.a.	n.a.	3.0
工 業 生 産	8.2	5.5~6.0	5.2	6.0
農 業 生 産	3.7	3.0~4.0	3.5	3.5~4.0
投 資	11.0	7.0~8.0	16.0~20.0	2.1~3.4
1人当たり実質所得	6.6	3.5	6.8	3.0
小 売 物 価	2.1	3.6	3.5	4.5
貿 易 高	23.4	n.a.	n.a.	7.7~8.2

#### ◇ブルガリア、1976年経済計画を発表

ブルガリア政府は12月3日、76年経済計画を発表した。概要は次のとおり。

- (1) 工業生産は、前年実績比9.0%増(前年実績、同10.0%

増)。特に機械(同14%増)、化学(同13%増)、建設資材(同13%増)等の高い伸びを見込んでいる。なお原燃料の節約、資金の有効利用に努めるとともに、新技術の導入を積極的に行い、労働生産性の向上(8.8%<前年実績見込み8.1%>)を図ることとしている。

- (2) 農業生産は、前年の目標未達(計画同9.3%増、実績見込み同8.0%増)を映じて、前年比5.0%増と控えめな目標を設定。
- (3) 国民所得は、前年比9.0%増と前年並みの伸びが見込まれ、1人当たり実質所得(同4.8%増、前年実績見込み同4.7%増)や小売売上高(同7.8%増、前年実績見込み同8.0%増)の伸びも、投資比率の上昇や農業生産の伸び率鉛化からほぼ前年並みとなっている。
- (4) 投資は、前年比18.2%増(前年実績見込み同4.8%増)と大幅に拡大、その過半(総投資額の52%、75年は同35%)が、工業部門の近代化および再編成のために振向けられる計画。
- (5) 貿易では、社会主義諸国との取引拡大に注力(前年実績比20.0%増、前年計画、同13.0%)。

#### ブルガリアの主要経済指標

(前年比増加率・%)

	1973年 実 績	1974年 実 績	1975年		1976年 計 画
			計 画	実 績 見 込 み	
國 民 所 得	8.7	7.5	9.0	9.0	9.0
工 業 生 産	9.3	8.5	8.0	10.0	9.0
農 業 生 産	3.0	3.0弱	9.3	8.0	5.0
投 資	6.9	12.6	7.0	4.8	18.2
小 売 売 上 高	8.5	9.5	7.1	8.0	7.8
貿 易 高	12.3	13.8	13.0	n.a.	20.0

(注) 貿易高は社会主義諸国のみ。

#### ◇中国銀行、香港で米ドル建預金の受入れを開始

中国銀行は1970年5月からの人民元建預金の受入れ業務に加え昨年10月、香港で米ドル建預金の受入れを開始、これに統いて中国系4行(交通銀行、華僑商業銀行、南洋商業銀行、宝生銀行)も同様の扱いを開始した。

預金利(注)(年利・%)は次のとおり。

米 ド ル 建	(人 民 元 建)	(香 港 ド ル 建)
普通預金	2.5	—
定期預金		(2.5 )
3か月	3.5	(3.25)
6か月	4.75	(4.5 )
1年	5.75	(5.5 )

なお同行は米ドル建のほか、英ポンド、西ドイツ・マ

ルク、スイス・フラン、フランス・フラン建預金の受入れも近々開始する予定と伝えられている。

(注) 人民元建預金は、中国銀行本店(北京)受入れとして香港の利子所得税(15%)を免除されるのに対し、米ドル建預金は、香港の中銀各行の受入れとなるため普通預金を除き課税対象となる。

#### ◇北ベトナム、1976年国家計画の概要を発表

北ベトナムは、昨年12月、第2次5か年計画(注)の初年度に当る1976年の国家計画概要を発表した。同計画の主要目標は次のとおり。

- (1) 工業総生産額、前年比+20%(石炭生産、前年比+13%、建築資材、同+21.4%)。
- (2) 農業総生産高、前年比+15%(米生産、前年比+13%)。
- (3) 基本建設投資、前年比+30%。

なお、本年計画における重点課題は次のとおり。

- (1) 重工業および消費物資の生産増大に努める一方、輸出品の質的、量的増大を図る。
- (2) 76年末までに、ビンーサイゴン間の鉄道を復旧する。
- (3) ラオス、カンボジアとの経済、科学、技術協力を強化する。

(注) 第1次5か年計画は61年から65年までで、その後は戦争のため長期計画は立てられなかった。なお、75年の経済実績は国民総生産、前年比+11%、国民所得、同+10%、工業総生産、同+17%と発表されている。

#### ◇南ベトナム、為替レートを切下げ

南ベトナムは、1月9日、為替レートを1米ドル=1.51ドンから1.85ドンに切下げた(切下げ率18.4%)。なお、北ベトナム・ドンの為替レートは1米ドル当り約2.8ドンであり、今次切下げは南北通貨統一への第一歩とみられる。

ている。

#### ◇ラオス、当面の政策に関する行動綱領を発表

ラオスは、12月1～2日ビエンチャンで全国人民代表大会を開催、王制の廃止、臨時民族連合政権の解体を決定すると同時に、ラオス人民民主共和国の樹立を発表、また当面の政策に関する行動綱領を採択した。同綱領のうち経済関係の骨子は次のとおり。

##### (1) 経済再建のための施策

- イ. 早期に食糧自給を達成するため、国営農場の設置、肥料の生産・使用を進める。
- ロ. 国営木材ステーション、造林センターを設置、私企業の木材伐採を規制する。
- ハ. 国営、私営工業企業を再建し、農産品加工、木製家具・消費財生産工場を建設する。鉱物資源、水力発電資源などの開発を促進する。
- ニ. 国営商業組織を拡大、合理的価格政策の実施、農民による供給・販売協同組合の組織化を推進する。
- ホ. 税制改革、国立銀行の設立、外国為替管理について検討する。

##### (2) 社会主義経済の前段階としての民族経済へ転換するための施策。

- イ. 森林、鉱山、河川、全都市地域の国有化法を制定し、全人民所有制を段階的に進める。
- ロ. 公私合営企業の生産、民族資本家の経済活動を奨励、援助する。
- ハ. 農民の集団化を奨励、援助する。
- ニ. 平等、互恵の原則のもとに、対外経済関係を推進する。